

ビジフォンサポート Pro 規約

株式会社アイ・イーグループ（以下「運営元」といいます。）は、以下に定める「ビジフォンサポート Pro 規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「ビジフォンサポート Pro」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第 1 条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
保証	運営元は会員（運営元と本サービスに関する契約を締結した者をいいます。）が、運営元に登録しているビジネスフォン（以下「本機器」といいます。）に故障、破損、損壊等（以下「故障等」といいます。）が生じた場合、当該故障等により発生する費用について、運営元が年間上限金額（本機器 1 契約あたり 20 万円）までの範囲で負担することをいいます。

第 2 条（保証の対象範囲）

本規約における保証の対象は、別紙に定める本機器の修理費用に限定します。なお、保証は、会員が運営元に対して、運営元が別途定める本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）を支払った日の属する月（以下「支払月」といいます。）の翌月 1 日からの適用となります。

第 3 条（保証しない場合）

運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する故障等
- (2) 会員と同居するもの、会員の親族、あるいは会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する故障等
- (3) 火災、破裂または爆発、落雷、風災、水災、雪災、氷災
- (4)
- (5) 地震または噴火もしくはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失
- (6) 本機器の改造や正常使用と認められない使用方法等で生じた故障
- (7) 運営元が指定した保証金請求に必要な書類の提出がない場合
- (8) 会員が会員資格を有していないときに発生した故障等
- (9) 会員の月額料金無料期間中に発生した故障等
- (10) 1 年間での保証金が 1 契約あたり 20 万円を超えた場合
- (11) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する事由（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）による故障等
- (12) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の場合
- (13) 公的機関による差押え、没収等に起因する故障等
- (14) 故障等の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった故障等
- (15) 保証期間の始期前に生じた事由による故障等
- (16) 本機器の登録が解除された日の翌日以降に生じた事由

- (17) メーカーの無償保証の範囲内で故障等の修復がなされた場合
- (18) 錆び、カビ、蒸れ、ねずみ食い、虫食いによる故障等
- (19) 本機器が、運営元又は運営元と代理店契約を締結している代理店がリース会社に対して取り次いだビジネスフォンに該当しない場合

第4条（故障等発生時の手続）

1. 会員が保証の実施を行うときは、運営元の指定する方法にて申請を行うとともに、運営元が指定する書類を運営元に対して送付するものとします。
2. 運営元は、会員から保証の実施を受けたときは、故障等の事実を調査することがあります。
3. 会員が運営元の調査に協力しなかった場合は、保証が遅延または不能となる場合があります。

第5条（保証の実施）

運営元は、会員から故障等の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証を実施します。但し、保証の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、それらが解消または終了の後に速やかに保証を実施します。

第6条（月額サービス利用料）

1. 会員は、本サービスの対価として、運営元が別途定める本料金を運営元に対して支払うものとします。
2. 会員は、運営元が指定する書面に記載した預金口座から振り替え、クレジットカード決済、又は、運営元が指定した方法にて、運営元が指定した日までに前項に基づく支払いを行うものとします。

第7条（本サービス契約期間）

本サービスに関する契約の有効期間は、運営元にて本機器及び本サービスの登録が完了した日から登録が完了した日の属する月を1ヶ月目とし、本機器及び本サービスの登録が解除された日の属する月の末日までとする。尚、メーカーが本機器に関する修理部品の供給を終了した場合、当該契約も終了するものとします。

第8条（解約）

1. 会員は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 会員は、前項に定める解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

第9条（問い合わせ）

会員は、運営元の定める連絡先に連絡し、本機器の不具合等に関する問い合わせを行い、本機器の修理の要否を確認することができるものとします。

第10条（免責）

1. 運営元は、会員に提供する本サービスの内容については、正確性、完全性、有用性を保証するものではないものとします。
2. 本サービスにより会員が不利益又は損害が生じた場合、運営元は一切の責任を負わないものとします。
3. 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあるものとします。

4. 運営元は、会員が平均的な利用を著しく上回る多くの通信を継続して行い、運営元もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、会員による本サービスの利用を制限するよう要請する場合があります。
5. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して会員に生じた損害について、運営元は一切責任を負わないものとします。
6. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。

第 11 条（特約事項）

1. 運営元は、会員のご相談内容によっては、当該依頼をお受けできない場合があります。
2. 運営元が、会員のご相談内容どおり回答ができなかった場合又は会員に満足のいく返答ができなかった場合であっても、運営元は一切の責任を負わず、本サービスの月額料金は発生するものとします。
3. 第 10 条の定めにより、本サービスの提供が停止した場合でも、本サービスの月額料金は発生するものとします。
4. 運営元は、自己の判断により、倫理、道徳、公序良俗、法令等に反すると判断した場合、会員からのご相談要望をお受けしないものとします。

第 12 条（規約の準用）

本規約に規定しない事項については、本規約の趣旨に反しないかぎり、別途運営元が定める「まるトク会員規約」の規定が適用されるものとします。

第13条（その他）

1. 会員は、本サービスに基づく保証の対象となる範囲のうち、本サービス以外の保証が適用されうる範囲については、本サービスに基づく保証の対象外となることに同意します。
2. 本サービスの対象となる物件は、本機器に限定されるものとし、会員が、本機器を別の物件に変更した場合でも、第 8 条に定める解約手続きが完了しなければ、本サービスに関する契約が有効に存続するものとします。

制定日：平成 28 年 06 月 01 日

東京都豊島区西池袋二丁目 29 番 16 号
株式会社アイ・イーグループ

【別紙】

■運営元が会員に対して保証を実施する場合

(1)本機器の故障

ただし、本機器のメーカー保証が有効である期間は、メーカー保証が優先されます。

■保証期間

保証期間は支払月の翌月 1 日から始まり、メーカーが本機器に関する修理部品の供給を終了する日、又は、本サービスに関する契約が終了する日のうち、いずれか早い日までとします。